

令和8年度 社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

いすみ市の地域福祉を取り巻く環境は、全国平均を大きく上回る高齢化率と急速な少子化の進行により、課題は複雑多様化しています。

住民の交流や支え合いといった意識についても、家族や親族、地域といった地縁血縁等の支え合いは弱まり、全面的な関りではなく形式的な付き合いを望む傾向が強くなってきております。さらに、コロナ禍において交流する機会が減少したことにより、地域でのつながりが希薄化しております。

また、近年の急速な物価上昇や主食である米の高騰により、年齢性別を問わず生活困窮の相談も増加し、生活にゆとりがなくなっていることが窺えます。

社会福祉協議会では、仕事や生活等に関して問題を抱える生活困窮者からの悩みや困りごと等の相談に対し、行政や民生委員、NPO等の各関係機関と連携し、相談者の経済状況、家族状況に合わせた支援をまいります。

そして、毎年各地で起きている台風や地震等の自然災害の被災者の多くは家族や血縁者のいない高齢者であることから、地域で助け合うという意識の向上が最も必要となります。特に大災害発生時に行政に頼るには限界があり、人口減少や高齢化が急速に進むいすみ市においては、一人一人が防災意識を高め身近な助け合いを行い行政と連携することが最も重要と考えられます。

このことから、ボランティアや地域福祉活動の意識向上に努め、支え合いの仕組みを整え、年齢性別等に関わらずすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の推進に努めてまいります。

2. 重点目標

- (1) 地域住民の主体的な福祉活動の促進及び普及に努める。
- (2) 地区社会福祉協議会活動の推進やボランティア活動の充実を図る。
- (3) 社会福祉事業に対する一層の理解と協力が得られるよう地域住民に対し福祉情報の積極的な提供に努める。
- (4) 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立を図る。
- (5) 生活困窮者を含め個別生活支援活動の充実を努める。
- (6) 介護の重症化予防を念頭に介護事業の適切な運営に努める。
- (7) 災害等に備えた支援体制及び基盤整備を行う。

3. 社会福祉事業

(1) 地域生活支援事業推進

- ①地区社会福祉協議会の事業推進支援
- ②ボランティアの育成及び活動の促進
- ③ふれあいサロン事業の開設促進及び運営支援

- ④災害ボランティアの活動支援
 - ⑤福祉教育の促進
- (2) 援護活動事業の促進
- ①生活困窮者自立相談支援事業(いすみ市受託事業)の充実・強化
 - ②日常生活自立支援事業の強化、法令を遵守した適切な運営
 - ③成年後見(法人後見)事業の利用拡充
成年後見制度中核機関運営業務(いすみ市受託事業)の周知、充実
 - ④生活福祉資金・福祉資金等貸付事業の機能強化
 - ⑤新型コロナ特例貸付債権管理事務受託事業(千葉県社会福祉協議会受託事業)
 - ⑥心配ごと相談事業、弁護士相談事業の実施
 - ⑦歳末たすけあい事業の実施
- (3) 在宅福祉活動の推進
- ①福祉用具の貸出(車いす)
 - ②視覚障害者への声の広報貸出
- (4) 児童福祉の推進
- ①子供の遊び場の整備
 - ②放課後児童クラブの運営(支援員の管理等)
 - ③乳児園・児童養護施設・障害児通所事業所(放課後デイサービス)への歳末たすけあい支援事業の実施
- (5) 広報活動の推進
- ①広報紙「ふくしだより」の発行
 - ②ホームページの公開
- (6) 自主財源の確保
- ①会員加入の促進
 - ②福祉だより及びホームページへの企業広告掲載
- (7) 組織基盤の育成強化
- ①事務局職員の各種研修会への参加
 - ②福祉団体への助成と連携強化
 - ③民生委員児童委員協議会との連携
- (8) 共同募金等への積極的協力
- ①赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい募金運動の実施
 - ②地区社会福祉協議会等へ地域配分金の活用
- (9) 老人クラブへの協力
- (10) 福祉有償運送事業の適正なサービス提供

4. 介護事業

利用者が介護の重症化を予防でき可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立

した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業
訪問介護員（ホームヘルパー）が要支援者宅を訪問し、要介護状態となることを予防するため、日常生活の支援を行う。
- (2) 自費型ホームヘルプサービス事業
介護保険制度や障害者総合支援法では対応できない家事援助・外出支援・見守り・身体介護等のサービスを提供する。
- (3) 子育てヘルパー派遣事業（受託事業）
市が認めた世帯へ訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事援助や育児援助を行う。
- (4) 居宅介護支援事業
要介護認定者への居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (5) 介護予防支援事業（受託事業）
要支援認定者への介護予防サービス計画の作成
- (6) 要介護認定調査（受託事業）
いすみ市外に住所を有し市内に居住する介護認定希望の被保険者に対し、他市区町村からの依頼により、介護支援専門員が訪問し面接調査を行う。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ①緩和型通所事業
 - ②緩和型訪問事業
 - ③緩和型通院等乗降介助要支援認定者(身体的にほぼ自立)が、要介護状態となることを予防し、日常生活機能の維持・向上を図る。
- (8) 高齢者総合相談窓口運営事業（いすみ市包括支援センターの受託事業）
在宅の要援護高齢者等又はその家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉、介護サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等と連携し支援する。
- (9) 千葉県指定市町村事務受託法人事業（要介護認定調査事務）
いすみ市社会福祉協議会が指定市町村事務受託法人として、いすみ市から要介護認定調査事務を受託し、国家資格をもつ職員等が認定調査を行う。

令和8年度 月別事業計画

月 別	主な事業	関係団体事業
4 月	・広報紙「ふくしだより」の発行	
5 月	・理事会 ・社協杯ゲートボール大会(共催) ・社協杯ペタンク大会(共催)	・老人クラブ連合会総会 ・ボランティア連絡協議会総会
6 月	・評議員選任・解任委員会 ・定時評議員会 ・理事会 ・各地区社会福祉協議会総会 ・社協杯グラウンド・ゴルフ大会(共催)	
7 月	・広報紙「ふくしだより」の発行	
8 月		・老人クラブ連合会カラオケ大会
9 月	・歳末たすけあい募金配分委員会	・広報紙「ボランティアだより」の発行 ・夷隅地域老人スポーツ大会
10 月	・社協一般会員募集 ・赤い羽根共同募金運動 ・歳末たすけあい生活困難者調査 ・心配ごと相談所運営委員会	・夷隅地域老人クラブ囲碁将棋大会
11 月	・広報紙「ふくしだより」の発行 ・災害ボランティアセンター設置訓練 ・社協特別会員募集	・千葉県社会福祉大会 ・老人クラブ連合会秋季研修会 ・ボランティア連絡協議会研修会
12 月	・歳末たすけあい募金運動 ・歳末たすけあい募金見舞金、支援金配付 ・理事会 ・評議員会	
1 月		
2 月	・企画運営部会	
3 月	・理事会 ・評議員会	・広報紙「ボランティアだより」の発行

- ・心配ごと相談(火・水・金曜日各地区月1回ずつ:予約制) ・弁護士相談(年6回:予約制)
- ・生活困窮支援調整会議(毎月) ・法人後見運営委員会
- ・声の広報貸出(毎月) ・福祉用具の貸出(随時)
- ・安全衛生委員会(産業医同席・毎月)